

地方の總管府・總管軍官、ついでには宣慰司・轉運司等との間の連絡、もしくは地方のこれ等の官衙が緊要の文字を他の官司に發する場合に限つて用ゐられたに過ぎなかつた。元典章に、

中統三年奉^{シタルニ}聖旨^ヲ。遇^ハ有^{ルニ}省裏發^{スルトコロ}的^ノ文字^一。教^{セシメ}轉遞^ス者^ヨ。其餘官府文字^ハ。並不^ニ得^ズ急遞鋪轉送^{スルヲ}。各路總管府、文字並總管軍官文字^{ニシテ}。直申^{チニスルニ}省者^ハ。急遞鋪轉送^{セヨ}。若不^{シザル}係^{ハラ}申^{スルニ}省文字^ハ。休^{ナカレト}轉送^{スル}者^ハ。又中統五年奏奉^{シテ}聖旨^ヲ。據^{アツテ}設^{セル}立宣慰司^ヲ去處^ニ依^{リテ}舊設^{ニシ}立急遞鋪^ヲ。專^ニ轉^{スル}遞中書省・左右部・宣慰司・轉運司文字^ハ外^ニ。沿邊^ノ軍情公事^ハ。差^{シテ}使臣^ヲ往來^シ勾當^{シメヨト}。元典章三十七、入遞目中、申臺文字重封入遞の條

といひ、また中堂事記に、中統二年四月二十四日七道宣慰司所行の條畫を記した中に

轉遞文字。除^下申^ニ朝省^一。并本路行^ニ移官司^一緊要文字^ハ外。其餘閑慢文字。不^レ得^ズ入遞^一。

と見えて居る如きはその證である。併しながら其後國務日に繁雜を加へ、中央地方の諸官衙も整備せられるに従つて、急遞鋪を利用する必要が漸次増したものと見え、省部臺院みなこの機關を利用するに至つたことは、元典章の急遞鋪に関する諸條や、元史急遞鋪篇を見れば明らかである。その結果入遞の文字は劇増し、従つて取扱ひが亂雜になつたり、速力が緩慢になつたりして、急遞の目的を達し得ないやうになつて來たので、屢々これが整頓が工夫せられた。元典章三十七入遞目中、申臺文字重封入遞の條には、至元二十八年に應入遞文字衙門と不應入遞文字衙門とを區別したことを記し、一々その衙門の名を掲げてあるが、此の如きは勿論これに依つて文書往來の數を減ずる一方法としたものに外ならぬ。

かく急遞鋪を利用する範圍は漸次擴大されたのであつたが、その目的が依然として官衙間の文書の傳達にあつた